

北河内かわら版

平成 29 年 11 月 1 日発行 NO.57

大阪府トラック協会 東北支部

北河内地区 総務委員会

TEL 06-6965-9999

FAX 06-6965-2468

朝晩急に冷え込んでまいりました。皆様におかれましては如何お過ごしでしょうか？さて今年の 8/4 公布された約款等の改正告示の施行がいよいよ迫ってきました。改正告示前の標準運送約款を引き続き使用する場合の「認可申請」はもう済まされましたか？また新約款を店頭に掲示するための「運賃及び料金の変更届」のご準備できておりますでしょうか？この変更届は 11/4 より 30 日以内に届け出ることが義務付けられております。適正運賃及び料金の収受のためにも速やかに手続きを行っていただくよう宜しくお願いいたします！

今後の行事予定

- ☆ 11/2 (木) 18:00～ 地区主催 第 2 回 経営者研修交流会 於)太閤園 ダイヤモンドホール
※運送会社の管理者育成と安全教育 ～ 安全と健康のバランス経営を目指して ～ をテーマに昨年の第 1 回と同じプロフェッサーの高柳氏を講師に迎え、開催いたします。
- ☆ 11/4 (土) 標準貨物自動車運送約款等の一部改正 (8/4 告示公布) の施行
※改正告示後の新約款に変更する場合、積込料・取卸料・待機時間料・付帯業務料を各事業者にて決定し、運賃及び料金の変更届を支局に提出し届出印をもらって、新約款を店頭に掲示することになります。トラック広報 10 月号の 12 ページをご参照頂くとともに 変更届出書の様式は、近畿運輸局又は全ト協のホームページよりダウンロード下さい!! (平成 11 年公示の運賃・料金表を利用している事業者用の様式例は支部より郵送済)
- ☆ 11/6 (月) 14:00～ 第 35 回 物流セミナー 於)太閤園 ダイヤモンドホール
※テーマは「安倍政権の課題と展望」で、政治解説者でお馴染みの篠原文也氏の講演があります。
- ☆ 11/7 (火) 18:45～ 安全運転講習会 於)守口文化センター・エッジホール
※受講対象は事業主・管理者を含むドライバー。申込〆切は昨日迄でしたが、お席には余裕があります。
- ☆ 11/10 (金) 第 2 回運行管理者試験の受験申請書の販売開始です！
※第 3 期の会費請求書とともに送付された「ご案内」の通り、平成 29 年度第 2 回運行管理者試験(貨物)は 3/4(日)です。受験申請書は 11/10 (金)～ 12/1 (金)の間、東北支部事務局で 1030 円 / 1 通で販売。
- ☆ 11/13 (月) 13:30～ 原価意識強化セミナー 於)ホテル大阪ベイトワ 4F ベイトワホール
※会員事業者の皆様にご自身の原価水準を把握頂き、荷主企業様との交渉に役立てて頂くためのセミナーです。当日は当協会の滝口専務理事より「運賃及び料金の変更届」についての説明も予定されております。
- ☆ 11/22 (水) 13:30～ トラック交差点事故防止セミナー 於)大阪府トラック総合会館 601 号室
※詳細は「トラック広報」2017 年 10 月号に挟み込まれている「通報」をご覧ください(参加申込〆切 11/10 迄)。
- ☆ 11/30 (木) 全ト協表彰規程による表彰の推薦〆切です！
※全日本トラック協会表彰規程第 4 条の選考基準に該当される候補者がおられましたら、東北支部あてに必要な書類をご提出下さい。〆切は今月末です。第 4 条の選考基準、提出書類等の詳細は「トラック広報」2017 年 10 月号に挟み込まれている「通報」をご覧ください。
- ☆ 12/1 (金) 3 つの助成事業の二次募集が始まります！
※7/27 で一次募集終了のデジタコ、8/23 で一次募集終了のバックアイ、そして 8/29 で一次募集終了の ASV の 3 つ助成事業の二次募集は 12/1～となります。

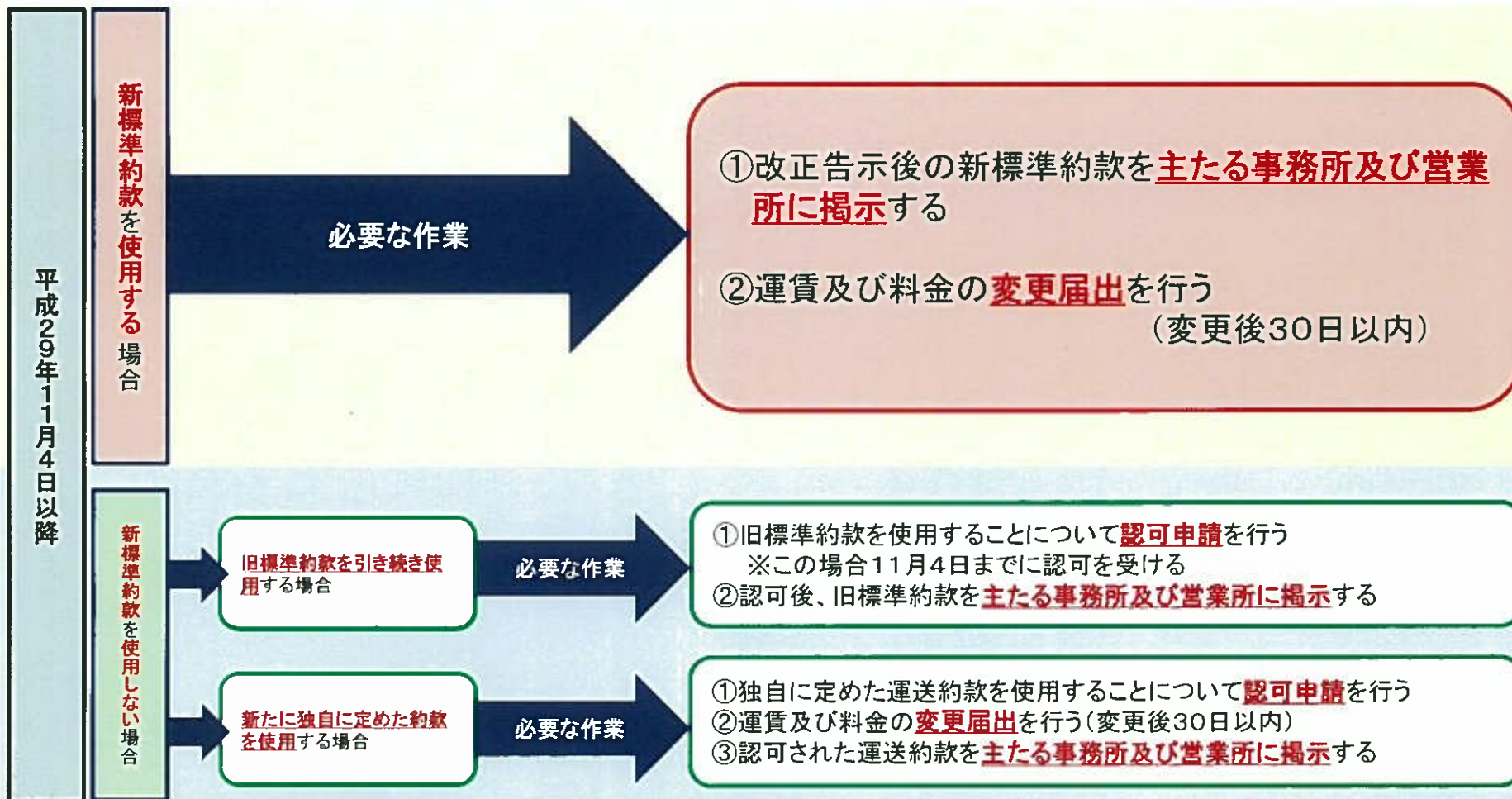
北河内地区会 第 28 回 通常総会について

日 時：平成 30 年 3 月 10 日(土)～11 日(日)

開催地：伊勢志摩/賢島「賢島宝生苑」 ※案内・返信用「出欠葉書」の送付は 1 月下旬を予定です！

トラック事業者の皆様に行って頂く手続き等

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



(その他:従前から独自の約款を使用している場合)
 ○独自の約款を引き続き使用する場合には手続きは不要
 ○独自の約款の変更を行う場合には①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

(貨物軽自動車運送事業者の皆様に行って頂く手続き等)
 ○新標準約款を使用する場合には、管轄する運輸支局へ運賃及び料金の変更届出が必要(変更後30日以内)
 ○旧標準約款又は独自に定めた運送約款を使用する場合には、管轄する運輸支局へ事前に変更届出が必要

※新標準約款:平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款
 ※旧標準約款:平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款